

第二十二回国会
衆議院

外務委員会議録第十九号

昭和三十年六月十五日(水曜日)

午前十時五十六分開議

出席委員

委員長 植原悦二郎君

理事大橋 忠一君 理事菊池 義郎君

理事須磨彌吉郎君 理事北澤 直吉君

理事穂積 七郎君 理事松本 七郎君

伊東 隆治君 草野 一郎平君

高岡 大輔君 並木 芳雄君

山本 利壽君 稻村 隆一君

高津 正道君 湘迫 兼光君

森島 守人君 和田 博雄君

久保田 豊君

出席國務大臣

外務大臣 重光 葵君

出席府委員

法務事務官(入内田 藤雄君)

國管理局長(園田 直君)

外務事務次官(關田 直君)

外務事務官(ア中川 融君)

シブ局長(外務事務官(条約局長)下田 武三君)

通商産業事務官(通商局長)板垣 修君

委員外の出席者

専門員 佐藤 敏人君

専門員 村瀬 忠夫君

六月十四日

ソヴィエト貿易代表の滞日期限延長

に関する諸願(池田正之輔君紹介)

(第二二九号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

在外公館の名称及び位置を定める法

第一類第四号

外務委員会議録第十九号

昭和三十年六月十五日

律等の一部を改正する法律案(内閣提出第四四号)

国際情勢等に関する件

○植原委員長 これより会議を開きます。

国際情勢等に関する件について、政府当局に質疑を行うことといたします。

緊急質問をしたいとの申し出があります。その緊急質問の第一は、ソ連通商代理の滞在期間延長に関する問題とすることとあります。発言を許します。

穂積七郎君。

○穂積委員 私は国際情勢一般につきまして、外務大臣にお尋ねする予定でございましたが、大臣がお見えになりませんから、その質問は留保いたしまして、今委員長の言われました二つの問題に対する緊急の質問を、大臣がお見えになるまでさしていただきたいと思っております。その点あらかじめ御了承下さるようお願いいたします。

最初にソヴィエト貿易代表部のクルービン氏一行の滞在期間延長申請の問題でございますが、これについて、先般外務省事務当局のお考えを伺いましたところ、結論的に申し上げますならば、真実重要な商談が継続中であるならば、考慮の余地がある意味の御答弁がございました。そこで所管は法務省であり、直接の担当官は入国管理局長であるということでございますので、担当局長にお尋ねするわけですが、この

五月十一日から三カ月間の滞在期間延長の申請をお断りになりました理由を、ここで明らかにしていただきたいと思っております。

○内田政府委員 ただいま御質問の、クルービン氏の在留の問題につきまして、概略そのいきさつを御説明申し上げます。

クルービン氏、それからモクレツォフ氏及びアワコフ氏の三名は、昭和十九年の八月に、在留期間九十日という短期商用の資格をもって入国いたしました。それで九十日の期限が参りましたときに、まず一回の更新をいたしました。さらに二回目の更新が問題になりました。その間に、われわれ入管の立場をいたしましては、通常の国際慣行に従いまして、こういう短期の商用者につきましては、大体一回、せいぜい二回くらいしか更新をやっております。そのうち一回、その当時、もう二回目の更新をするならばこれが最後である。そして、当時、それで何ら異存がな

い、二回目の更新期間が満了ならば必ず帰すようにいたしましたという誓約書をとっております。そして、二回目の更新をいたしましたその期限が本年の五月十二日にまた切れることになったわけでございます。

ただいまのようないきさつがござい

ますので、通常の場合でございます

と、そのまま当然更新拒否ということ

になるわけなのでございますが、まあ

特別のケースでもございますので、念

のために、当時まだ二週間くらい余裕

がございましたが、本件をどう処置す

るかにつきまして、外務省、通産省、

その他の関係当局の意見も聴取いたし

ました。ところが、当時におきまして

はもうこれ以上の更新は必要がないと

いう大体の御意向でありましたので、

われわれとしましては、その従来のい

きさつに従った方針で参ろうと思いま

して、本人たちにもその旨を伝えまし

たところが、それで何ら異存はない、

ただ香港に出るために、香港の査証を

取りつけるために多少の猶予期間がほ

しい、こういうような申し出でござい

ました。われわれとしましては、その

通り処置したいと思っております。

ところが、そういう内意があるとい

うことが業者の方々にもむろんわかっ

たわけでございます。非常に強い

在留延期の要望が参りました。また外

務省の寺岡参事官からも、諸般の外交

上の考慮から、この際しばらく延期を

考えてくれないうちにお申し出がござ

いました。それでわれわれとしまし

ては再考いたしましたのですが、当時

の陳情書によりまして、大倉商事から

は二十日間、進展実業からは三週間、

永和商事、これが一番長かったのでご

ざいですが、それでも一月の滞在延期

というものを要望して参ったわけでご

ざいます。それでこれこれ考慮いたし

まして、大体一月、しかし商談のこと

でございまして、さらに多少ゆとり

を見まして、四十五日の間、實際上在留

を認めるということで処置いたしました

次第でございます。

この種の問題はこれに限らず、

しょっちゅう起つておることござい

まして、大体われわれ事務当局としま

しては、国際慣行も十分参照した上で

処置しておりますので、一たんきめま

したことは、その通り守つてもらいた

いというのがわれわれの希望でござ

います。

○穂積委員 延期になりましたからそ

の後の商談の模様は、局長は御存じで

ございますか。

○内田政府委員 私どもあまりその商

売のことにタッチしておりませんが、

最近また、その後の商談の都合がある

から、もう少し延ばしてもらいたいとい

う希望が出てくるということとは承知

しております。それでただいま申し上

げましたように、われわれは原則的に

はこういうことは、きめたことを守つ

てもらいたいのでございまして、しか

し商談の実際上の状況というようなこ

とも十分参照すべきであると考えま

すので、その点につきましては、本日よ

く業者の方々の御意向を伺う機会を持

ちたいと思っております。

○穂積委員 私は多くを申しませ

んが、もとよりこういう短期の入国許可

でございまして、際限なしに幾たび

か幾たびか、さらに幾たびか更新し

て、結局長期にわたつてしまふとい

うことはこれは避くべきだと、原則的

には思っています。おっしゃることはよく

わかります。しかし私どもは今特にこの

実情を第三者としてながめまして、国

際情勢等に関する件

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

在外公館の名称及び位置を定める法

第一類第四号

外務委員会議録第十九号

昭和三十年六月十五日

第一類第四号

外務委員会議録第十九号

昭和三十年六月十五日

第一類第四号

外務委員会議録第十九号

昭和三十年六月十五日

第一類第四号

外務委員会議録第十九号

昭和三十年六月十五日

第一類第四号

外務委員会議録第十九号

昭和三十年六月十五日

第一類第四号

外務委員会議録第十九号

昭和三十年六月十五日

第一類第四号

外務委員会議録第十九号

昭和三十年六月十五日

第一類第四号

外務委員会議録第十九号

昭和三十年六月十五日

第一類第四号

外務委員会議録第十九号

の利益の立場から見て、これはぜひ日本人並びに業界の要望にこたえて、政府は弾力性のある処置をとられることが望ましいというふうに考えます理由は二つでございます。

一つは実際、悪意に満ちまして、いたずらに目的の交渉を延ばして、そして長期に滞在をするというような作為のあるところは見えません。現在すでに、私どもの聞き及んでいるところでも、綿花でありますとか、木材、バナナ等々の重要な商談が目下継続中でございます。しかも、通産省の方がきょうお見えになっているかどうか存じませんが、私の仄聞するところによりまして、通産省御当局の一部の御意見として、こういう商談があまり長くなるような商談は、できないのだというような御判断をなすった向きもあるかに外務省の当局の口を通じて承りました。これはしかし、そういうこともございまいし、この具体的な問題に關する限りは、五月十二日から猶予期間四十五日を取りました後におきまして、輸出におきましては図書、映画、船舶その他の商談ができております。輸入につきましては石炭、パルプ、木材等の重要な商談が妥結いたしております。五月十二日からこの猶予期間にかかりましてから、現にそのほか今申しましたような綿花、木材を初めいたしまして、鉱産物等の取引の商談がただいま継続中であつて、これができることは国の利益に非常なるものと考へる点が、私どもがこのことを強く要請いたします第一点の理由であります。

もう一つは、ごらんのご形式的に見ますならば、特に未条約国であるソ

連から期間を切つて参りましたものを見たずらに長くすることは、他の国への聞えもどうかというところもございまいし、御承知の通り、ただいま、かの国とは外交の正常化を目標にいたしまして、政府の方針として今交渉に當っている、そのさなかに、先般日魯漁業を初めいたします日本の漁業關係の業者が出漁いたしましたときのかの国の態度にいたしましたも、いたずらに法律論をもてあそんで、わが方の漁業業務に対する妨害をするとか、あるいはまだしやくし定木の解釈で取扱いをするというやうなことでなく、非常にトレイトな理解のある態度をもつて臨んできているやうな態度でありますから、こういうこともこういう問題を処理するに當りましては、当然の利益の立場から考慮すべき政治的理由だと思ひます。

以上申しました二つの経済的並びに政治的な特殊の事情によりまして、あと四十五日でございまして、ぜひと一つ、名目は猶予期間の延長でもよろしうございまして、あるいはまた滞在日数の正規の更新のお取扱ひでもけっこうでございますが、願わくば後者の場合にしたいだきたいと思ひますが、それはあえて申しません。そういうふうにお取り計らいいただくことが、私どもは国の利益のために適切であるというふうに考へるわけでございます。従つてそういう立場に立つて最後にお尋ねいたしますが、きょう会議をなさるということはけっこうでございますが、会議をなすつた上で、今私が申しましたやうな実情が把握されましてならば、この取扱ひに対して、弾力性のある考慮をされる余地が

ございまいし、か、そういう心組みがございまいし、か、これを伺つておきたいと思ひます。御所見を明らかにしていただきた。

○内田政府委員 実情を調査いたしましたというところは、むしろその調査の結果によつては、われわれの態度も変え得るということを含んでいられると思ひます。しかしながら弁解するようでございますが、われわれといたしましては、この種の問題が起りますと必ず聞きますことは、これが商売の利益になり、日本の外貨獲得になるのだから延長せよ、あるいは外交的な考慮を加へる。台湾に非常に関係をお持ちの方、台湾派の中国人を特別扱いにすることが外交的考慮だと言ひますし、韓国と非常に利害關係をお持ちの方は、韓国人の扱いを特別にするということが外交的考慮である、こういうふうにしればわれわれ聞かされております。そこで外交的考慮ということにはむろんわれわれとして当然なさねばならぬと考へておりますが、しかしわゆる外交的考慮を加へました上で、結局ある国人によつて差別的な扱いをするものがおもしろくないのではないかと、やはりどの人たちが公正に扱われなければならぬという観点から、再び戻りましてやはりいわゆる特別な考慮をやらぬという場合もしばしばあるわけでございます。ただ御趣旨は十分了解いたしましたので、いろいろ実情を調査いたし、また關係方面の御意見も伺ひまして善処いたしたいと思ひます。

とでございますね。

○内田政府委員 その点につきまして、私からただいま即答をいたすことは控へさせていただきますと思ひます。

○總務委員 その理由はどういうわけでしょう。

○内田政府委員 この問題につきましては關係方面ともいろいろ協議してきめたこととございまして、またわれわれの方といたしまして、当時問題が問題でございまして、大臣の決裁をいただけてきめたこととございまして、か、そういうことで、私が今御断でお答えいたしますことは差し控へたいと思ひます。

○總務委員 關係方面とおっしゃるのは、外務省、通産省のこととございまいしうね。

○内田政府委員 外務省、通産省を含んでおりますし、そのほか当時運輸省もたしか入つておつたと思ひますし、また治安機關も入つておつたと思ひます。

○總務委員 私の申しますのは、最後の裁定を御返事いたしたいということをお申し上げるのではありません。つまりおきめになりましたことに対して、先ほど申しましたいろいろな国家の利益の立場から見て、国家の利益になるといふことが実情として真実であるといふことがあつたらば、一ぺん考へてもらいたいです。結論はこゝでどういふことではありませんが、考へる、検討してみたいだけの余裕といふか、心がまえはあつてしかるべきだと思ひますが、それが答弁できないといふのはどういふわけでしょう。か。

ついででございますから、外務省、通産省の方もいらつしやるようでありまして、この問題に対して特に主管の官庁は法務省であり、それから關係官省としては外務省、通産省が特に主要なものであると思ひますから、先ほど申しましたやうな実情をおくみ取りいただいて、これを延ばすとか、あるいは拒否するとかいふ結論をこゝで伺うというのではありませんが、検討をする用意があるといふことをお答えいただけるかどうか、三關係官庁のお答えをいただきたと思ひます。

○内田政府委員 私はただいま申し上げましたのは、検討をいたすということとは一分申上げたつもりでございます。したが、。検討はむろんいたします。

○總務委員 他の官庁もそれでよろしうございまいしうか。

○板垣政府委員 ただいまの問題は内田局長からお答えいたしましたように、昨年の八月から約一年間にわたつて交渉いたしております。大体仮契約約四千万ドルというものを實現するたためにやつておつたわけでありまして、その交渉の経過を見ますと非常に長引いておる、これは相手方がソ連人でありまして、よその国よりは非常に商談が長引く傾向にあるわけでありまして、今後この四千万ドルを完全に履行するまで待つということになりまして、これは相當時間がかかるのではないかと、いふふうに考へますので、通産省といふふうにも考へますので、この商談が實現することを希望いたしますけれども、一方その他の入国管理上の問題からいたしまして、まず一応打ち切つてまた出直すといふことも考へられるのじやないかといふふうに私は考へて

おります。ことに最近長引いた一番大きな問題は、木材の交渉であります。

これは御承知のように最近一部の商談が成立いたしました。この点は、私も本日商社の方ともよく相談をしてみたいと思っておりますが、一応木材の方はこれで片がついたということになります。少くとも木材関係の代表者の方はこの際帰国しても構いません。もうさしつかえないのじやなからうかというくらいのことと考えております。

まだ具体的な事情を商社側の方から聞いておりませんので、それを聞きまして上で私どもも検討を加え、入国管理局の方にも私どもの意見を申し上げてみたいというふうに考えております。

○榎本委員 今のお答えは、事情は聞くが、結論は先に出してあるというふうに聞えるわけですね。この際は帰国しても構いません。来るなら再度出直してもらいたい、そういう結論を固持しておられ、その上で事情だけを聞こうということですか。そうではございませんか。

○板垣政府委員 そうじゃありません。木材についてはそういう気がするというだけでありますから、また事情を聞いた上で私どもの意見を申し上げたいと思っております。

○榎本委員 わかりました。それでは私の趣旨もよく了解していただいたようですから、十分一実情をよく御調査いただきまして、国の利益のために誤まりのないように、あまり形式的にお考えにならないで、弾力性のあるお取り計らいを、御答弁の通りにお考え直していただきたい。外務省の御意見はこの前伺っておりますから、同様な御趣旨でございましたら、ここであら

ためてお伺いいたしませんか、さよう願いをいたします。

次に、板垣さんにお伺いしたい。尋ねたいのですが、実は先般日中間におきまして貿易新協定ができました。今度大豆五万トン余のものが初荷として交渉が始まったわけですね。それに対して最近の事情、それからこれに対する政府の御方針を簡潔にお示しただきたいと思っております。

○板垣政府委員 新協定の大豆につきましては、通産省といたしましては中共から五万トン入れる予定で外貨の割当を決定いたしましたわけでございますが、これにつきまして、中共側からのオファーの条件を見ますと、五万トンをポンドのストレートで払ってもらいたいというふうに説めるわけでありまして、これにつきましては、私どもは先般締結されました中日貿易協定に關しましては、政府は全然関与いたしておりませんが、この交渉に當られた委員の方からお伺いしますと、日本側として、これはあくまで従来のバーター原則はくずすものではないということを向うに申し入れられておりますし、そういう線ならば政府といたしましても、その協定の一部の履行につきまして許可を与え得ると考えておいたわけでありまして、ところが、現実には大豆五万トンのオファーを見ますと、バーター原則になっていない。

従って政府といたしましてこれを認めますことは、従来の中共貿易に対する決済方式を根本的に変えることになりまして、現在政府として許可しがたいということに進んでおられるわけでございます。その後実際に商社の方から

中共側と交渉しておるようでございますが、その点はまだ明確になっておりません。従って私どももいたしましては、もしどうしても中共側があくまでストレートのポンド払いを固執するということになりますれば、何か別の方法を考えざるを得ない。すなわちさしあたり考えておりますことは、この大豆の五万トンも含めまして、いわゆるグロバル予算とわれわれはいっておりますが、世界のいかなる地域からも買得る点で、もつとアメリカなり、その他の地域と競争し得る値段に下げよう。ほんとうに競争的なベイスンで中共の大豆五万トンも含めて買い付けるといふ方式も考えざるを得ない、こう考えておりますが、まだそこまで決定に至っておりません。

○榎本委員 今度のあれはバーターではないとおっしゃいますが、向うのオファーを見ますと、九カ月以内に同類物資——すなわちバーター原則とは御承知のように同類物資交換の原則ですけれども、大豆が甲類になっておるところに實際問題としては問題があると思うのですが、形式的に申ししますと、船その他の必要な物資を買い付けますことは、はつきりしておるわけですね。それをバーター方式でないとおっしゃるのは一体どういうわけでございますか。

○板垣政府委員 今の向うから買い付ける物資、船などは品目自体に問題はないと思いますが、一応その点は別にいたしましてバーターになっていないのであります。従来われわれがバーター決済方式と申しておりますのは、こちらからLCを開き、中国側をしてこれ

ら対しまして六カ月ないし九カ月後に何々の品物を買うという保証状を銀行に入れてもらわなければならぬわけでありまして、従来は米にいたしましては、大豆にいたしましては、塩にいたしましてはこういう形で、これは御承知の逆トーマス方式と私どもも言っておりますが、そういう方式でやっておりますわけでありまして、今度の場合は、その保証状を入れる点においては何ら問題はないのであります。それだけ

の見返りのエビデンスが少なかった。このエビデンスが少なければ、通産省といたしましてはいつでも許可をする用意があるわけでありまして。

○榎本委員 実はこれは業界の諸君にとつても非常に重要だと思いたしました。特に今度の問題は新協定締結後の初荷の取引でございますから、しかもその品物をとつてみますと、日本国といたしましてはどうしても要るべきものである、生活必需品でございます。そういうことから見まして、これはぜひ実現するように努力すべきである。役所といたしましては国民生活に對して当然責任を持っております以上は、これが積極的によつておることに文句をつけるのではなく、事実入るよう

に積極的な努力をすべきだということに考えております。

そこで今のバーター方式、逆トーマス方式になっていないということでありまして、これは今までの取引におきかたして米にしろ塩にしろ入っておりますが、そういうことが明らかにしておりますが、そういう事実は全然ござい

ませんか。つまりバーター方式であるということの条件として、LCの中に品目その他取引のあれを明記すること、絶対不可欠の条件であるというふうにお考えになっておるのか。オ

ファーの中に九カ月後にシブその他の必需品を買うというように——しかも相手国にとつてみれば国営貿易でありますし、今までの取引から見ましてもこれは信用問題だと思つてお

ります。これは向う側としても全部責任を果しておることもありますし、国際的に見ましても最も信用のできる相手当事者であるといわれれば考えております。そこで今言いましたように、バーター方式であるかないかということは、LCの中にそのことを一々明記することが、絶対不可欠の条件であつて、それ以外のものをこの際考慮することは、実質的な考慮を与えることは不可能であるというお考えでございますか、その点を將來のこととありますが、それから一べんお尋ねしておきたいと思ひます。

○板垣政府委員 ただいま最初のお話がありました中共の大豆を入れるということの重要度につきましては、私どもも非常な関心を持っておりますのでございまして、これには異論はございせん。それからバーターの決済方式の問題であります。これはたいぶごまか

いので私どももよくわかりませんが、LCの中に品目そのものを含めて書き入れる必要はございません。しかしながらやはり六カ月ないし九カ月以内に一定の品目をきめて買うというはつきりした保証が必要なのでございまして、この原則は当分の間厳守いたしたい、こういうふうに存じております。

○榎本委員 私は、それは取引の実績から見まして、この際あまり固執される必要はないのじやないかと思ひます。これは信用問題だと思ひます。LCの中に書きましてもそれが流される場合もございましょう。取引の相手当事者によりましては書かなくても今のうちにオフアの中にも明記してあるわけでありまして、これは信用問題だと私は思ひます。

そこで私は二点について質問を申し上げたいのですが、その一点は、そういう形式上の原則が今までの中国との大豆、塩、米等のすべての取引契約において、完全に遵守されて参りましたかどうか。そうでなくて、表面上はLCだけ見ますれば片貿易、ストレートの形式のように見えますけれども、実質的にはバーターになってゐるという点も考慮して許可されたことは皆無でございませうか。そのことをお伺ひしておきたいと思ひます。

もう一点は、今申しましたような実質的なバーターであるかいかということの解釈に立つてどういふ問題は、特に将来のことですから処理すべきだと思ひますが、それに対するお考えをこの際伺ひたいと思ひます。

○板垣政府委員 大豆の点につきましては、私も全部のバーター契約の承認書を見ておるわけではありませぬから、はつきり存じませぬが、そういう事実はないと思ひます。大体原則として、バーターの見返りのエビデンスを見てから許可しておるというふうに存じております。

第二の点については、融通性を持たせるかどうかという点は、なかなか問題があるわけですが、これを一

度許しますと、中共貿易全体についてずるずるといふことに相なるわけでありまして、先ほど申し上げましたように、この原則はできるだけ厳守したいというふうに考えます。ことにこの大豆について問題がありますのは、先ほど申し上げたように、中共の大豆は値段の点で問題があるのでございませぬ。

これは四十三ドルというべらぼうな値段でございまして、こういう高いものをわざわざ中共から買うということ、これは日本経済にとつて利益になるかどうかということもございませぬ。御承知だと思ひますが、アメリカの値段と比べてはるかに違ふ。中国の大豆で引き合ふのはやつと、とうふ、みその食品の関係だけでございまして、その他の関係ではほとんど値段が釣り合ひません。それから中共のヨーロッパに出す値段との差は非常なものでありませぬ。従つて私どもとしては中共がもつと国際貿易競争価格並みに下げてくれ

ば、これは今度の場合はキャッシュで払つてもいいのではないかと考えておるわけでありまして、実は値段の点などもわれわれの考慮の中に入つておる次第でございませぬ。

○榎本委員 それでは、私も実はこの数年間の中共との取引のうちのLCを見ておるわけではありませぬからわか

りませぬが、あとで調べてみますが、もし今おっしゃつたようにLCに明記されておることが絶対不可欠の条件である、その形式的な条件というものをはずして実質的な条件は考えられな

い、今までもそうしておらぬということと言われましたが、もしその事実があつたらどうしますか。

○板垣政府委員 私も調べてみます

が、事実がありましてそれにならつて今度それをゆるめるということとは今のところ考えておりませぬ。

○榎本委員 わかりました。それは多少政治的な意味を含んでおりますから、あとで通産大臣にべん御意見を伺ひたいと思つておりますが、今日は事務的なことについて大体のことを伺ひたいと思ひます。今値段の問題が出ましたが、値段のことについて

は、今のお言葉ですと、こういう趣旨に解してよろしうございませぬか。もし値段が、たとえばドイツに出しておりますような三十八ポンドの国際価格水準のものであるならば、これは必ずしも今言ひましたような形式的な条件を欠いておつても、最後は悪くすれば現金決済で解決するという腹をきめて、そうしてこの取引をお認めになるつもりでございませぬか。

○板垣政府委員 もし値段がアメリカあたりとの競争価格になりますれば、これはもういわけするグローバル予算で自由に買ひ付けてもいいと思ひます。その場合は五万トンまで買ひ付け

るわけでありませぬが、そうでなくて、もし質疑の点でずつと下つて参りますれば、あるいは現金払いというこ

との考慮の余地は十分あるかと思ひます。

○榎本委員 値段のことは商売の上において非常に大事なことでございませぬが、ドイツに対する例をとりまして、ドイツは表面上は別といたしまして、鉄鋼その他が見返りとして出ておるはずで、問題は商売のことですから、ドイツの国内における大豆の相場、日本

の国内において、日本の国内の大豆相場が

高いから、こういう商談がこつちからオフアしてなつたのです。指値は日本の業者がしたのです。日本の業者が四十二または四十三ポンド、ないしは四十六ポンドまでの値段で引き取つても

もそろばんがとれるということで指値をして、向うが四十三ポンドを選んできたわけですね。向うがドイツに対しては三十八ポンドで売つておるのを、日本に対してはそれよりか五ポンドばかり高い値段で売つたのはけしからぬという趣旨ですが、これは日本の業者が指値をしたからなのであつて、それからさらに、日本の業者がなぜそういう指値をしたかといふことは日本

の国内相場が高いからである。日本の国内相場が高いといふことは、今のうちに小さきみに割当制度をとつてゐるからです。おっしゃる通りグローバル方式をとつてお買ひになるならば、今

言ふ通りアメリカの大豆はそれは安いかもしれないが、これはみそ、しょうゆにはならない。従つて品質によつて用途が違ふ。ですからそれ並みの取引ができるわけでしょう。そういう方式をとらないで、五トンまたは十トンとい

うふうに小さきみにして割当制をとつてゐるから、こういうことになるので

す。しかもその割当で安く買つたにしても、貿易業者なり一部の業者がもうけて、大衆のとうふの値段なんというの

はなかなか下らない。油の値段もなかなか下らない。ですからそういうことに對してはむしろ政府が責任を持つて、そのマーケット・プライスの操作はお考へになるべきである。それを理由にしてこの取引を妨害されるという

理由は私はないと思ひます。それで

のであつて、日本の国内の大豆相場が

高いから、こういう商談がこつちから

オフアしてなつたのです。指値は日

本の業者がしたのです。日本の業者が

四十二または四十三ポンド、ないしは

四十六ポンドまでの値段で引き取つ

ても

もそろばんがとれるということで指値

をして、向うが四十三ポンドを選んで

きたわけですね。向うがドイツに対し

ては三十八ポンドで売つておるのを、

日本に対してはそれよりか五ポンド

ばかり高い値段で売つたのはけしから

ぬという趣旨ですが、これは日本の

業者が指値をしたからなのであつて、

それからさらに、日本の業者がなぜ

そういう指値をしたかといふことは

日本の国内相場が高いからである。

日本の国内相場が高いといふことは、

今のうちに小さきみに割当制度をと

つてゐるからです。おっしゃる通り

グローバル方式をとつてお買ひにな

るならば、今

言ふ通りアメリカの大豆はそれは安

いかもしれないが、これはみそ、し

ょうゆにはならない。従つて品質

によつて用途が違ふ。ですからそれ

並みの取引ができるわけでしょう。

そういう方式をとらないで、五トン

または十トンというふう

に小さきみにして割当制をとつて

ゐるから、こういうことになるので

す。しかもその割当で安く買つた

集でございます。ただ先般参りました
ネリ大使が、わが方といろいろ折衝の
結果、帰りました。ただいま新聞に出
されているような線ならば、將來わが
方との折衝のめどがつくのではないか
という案を考えているのであらうと推

察いたします。こちら側では新聞に発表されたフィリピン側の構想について関係当局と意見がまとまったわけでもなし、それについてまだ正式の結論が出ないわけでもございませんが、いざにいたしましてはそういう目標に向って逐次折衝を進めていきたいと考えております。

○並木委員 そうすると、日本から資本財の形で支払われるものが五億ドル、それから日本から現金で年四百万ドルずつの割で五年間二千五百万ドルから役務賠償で三千万ドル、投資資金あるいは借款の形で二億五千万ドル——民間資本によって行われるもの、こういう話し合いがあったことは事実でありますか。

○園田政府委員 向うからそういう意見の開陳はあった模様でございます。

○並木委員 高橋大臣が大体下相談において了承を与えておるやに受け取れる記事もあるものでありますけれども、その点はいかがですか。全然そういう内諾あるいは了解というものを与えておらないとはつきり政府は言い切れませんか。

○園田政府委員 そういう内諾は与えていないと聞いております。

○並木委員 この問題は非常に重要な問題でありまして、ただいまの次官の答弁をもつてしても、私はフィリピンの方に与える影響は相当大きいと思うのです。決してせつかく行われておる賠償の交渉に水をさすわけではありませんが、せつかくこの前の吉田内閣時代に行われておった数字から見ると、四億ドルが八億ドルになるということは、その内容のいかんを問わず、大幅の増額になるわけでございますから、

これは党派というものを超越して、われわれ国会議員としては黙視できない重大問題であります。従って政府はこの交渉をするに当って、その目標に向って大歩み寄る方針で行くのか、それともこれでは全然問題にならない先方の案であるというのか、そのところをもう少しはっきりしていただきたいと思ひます。

○園田政府委員 今の問題に高橋長官その他が内諾を与えたというのを聞いてはおりませんが、向うがそういう発表をするにきましましては、今の程度ならば何かめどがあるという推察を得たのであらうと考えます。わが方としては向うの発表した案は検討しております。これについては発表の表面上の問題ばかりでなく、わが方としても相当具体的可能性があるような感じもいたしますので、ただいま検討中であります。それ以上はフィリピンとの問題及び他の賠償関係にある国の問題、及びわが方閣内問題等もありますので、これ以上は申し上げられません。

○並木委員 それではなお外務大臣に直接お尋ねいたしたいと思ひます。

○菊池委員 関連して。向うのまとまった話の内容を新聞で見ますと、サンフランシスコ条約に全く反するような、たとえば現金の賠償が含まれておる。それから物質賠償が非常に多く入っている。役務賠償は非常に少い。そういうわれわれの考えとまるで違つておるようなものになっているのです。ただいま政務次官の話を聞きますと、それに歩み寄りのできる可能性があるかのような印象を与える言葉が

りました。これは重大だと思ひますので、もう一ぺんその点をお伺ひしたいと思ひます。

○中川(融)政府委員 ただいまの御質問でございますが、政務次官が答弁いたしました通り、これは先方の案でございます。先方がそういう案で日本と折衝しようという方針を大体きめたというふうな新聞報道が昨日来たのであります。従つて明らかに現金賠償でありますとか、あるいはサービスが非常に少いとか、われわれも若干そういう感じはいたすのであります。いろいろな点は先方の案を見ましてこれを今後どう検討するか、これに対して日本がどういう態度をとるかということ、日本政府のきめる問題でございます。十分考慮に入れて、今後政府としても研究いたしたい、そういうふうな考えでおります。

○菊池委員 ああいうものに近いような条件でもつて妥協いたしますと大へんな問題であります。さらにインドネシアもそれにならうでありまして、ビルマもまた再要求をしてくるであらうと思ひます。それからラオス、カンボジア、ヴェトナム、そういうところも要求するであらうと思ひます。他の国に及ぼす影響は実に重大であらうと思ひます。そういう点を十分に考慮していただきたいと思ひます。それに對して政務次官の御意見を承わりたい。

○園田政府委員 そういう問題は十分考慮いたして折衝したいと考えております。

○北澤委員 関連質問で一言。今のフ

イリビンの賠償問題ですが、自由党としても一言申しておきます。この前の大野・ガルシア協定では四億ドルというところになっておりましたのが、今の新聞報道によりまして八億ドルということになっておまして、倍であります。私どもの考えるところでは、日本が支払ひ得る年々のそういう対外債務というものは、大体四百億から五百億円と思うのであります。そういう点から申しますと、そういうふうなフィリピン賠償は払い得ないと思ひます。と言いますのは、もしガリオアの債務の整理がきまりますと、どうしても一年に五十億出さなければならぬ。それから英仏その他の外貨債の支払いも大体一年に百五十億、それから連合国財産の補償費が年に五十億、ビルマの賠償がきまつたのが年に七十八億、それからタイの特別円の整理できまつたのが相当の額であります。そのほかにフィリピンあるいはインドネシア、こゝう加えますと、たとえばこの四億ドルにしても一体日本の年々の支払い能力の範囲内でこういう巨額の対外債務を払えるかどうか、私は非常に疑問に思ふのであります。ところがこれで見まして、それが八億ドルということになりますと、日本の支払い能力という点から考えますと、非常に大きな問題になつてくるわけでありまして、のみならず先ほど菊池委員からお話がありましたように、今度の話では従来日本が絶対に反対しておりました現金賠償というのが入つておる、こういうふうなわけでありまして、どうもフィリピンと賠償の話におきまして、最初は日本の方は相当厳格な態度をとつておつたのであります。最近になつて非常

にするすると譲歩しておる、こういうことであります。私どもは日本の全体の対外債務の支払い能力という点から考えまして、この問題は非常に大きな問題であると思ひます。私どもの考えでは、ビルマの賠償も一応緒についたところでありまして、このフィリピン賠償問題はもう少し急いでやる必要はないのか、もし日本側の希望通りに行くなればこれは急いでもけっこうであります。こういうふうな八億ドルというふうな大きな額できめるならば急ぐ必要はない。一応はビルマの賠償をやつてみて、その模様を見ながら、フィリビンの賠償、あるいはインドネシアの賠償を考えていつた方がよいのではないかと、こゝういふふうに考へるのではありませんが、その点につきましての外務省のお考えを伺ひたいと思ひます。

○中川(融)政府委員 先ほど私からも政務次官からも答弁いたしました通り、日本側の態度というものは未決定でございます。今後いろいろな各般の状況を考慮いたしまして、政府の態度というものはきめることになるのでございまして、ただいま北澤委員の御指摘になりましたような各種の点も十分考慮してきめたい、かように考へております。

なおフィリピン賠償はそう急ぐ必要はないのではないかと御意見もございましたが、政府としてはアジアの隣邦各国との国交改善、正式国交の回復ということにぜひ急いでやりたい。それが基本的な考え方でありまして、もちろんそれにはいろいろな条件等があるわけでありまして、できるだけわれわれとしても最短の期間にアジアの

各国との国交を回復したい、こういう目標のもとに努力を続けておる次第でございます。

○北澤委員 日本が近隣諸国との国交を回復するということはもちろん大事でありまして、なるべく一日も早く近接諸国との間の国交を回復すること、もちろん賛成であります。しかしながらいかなる条件でも、どんな犠牲を払ってでも、なるべく早くやる必要はないと思ひます。結局国交の調整は、ソ連の場合もそうでありますが条件いかにありまして、日本側が納得し得る条件でなければ、何も急いで国交回復をする必要はないと思ひます。復して、フィリピンの場合におきまして、国交回復をさせるがために、われわれ日本として支払うことができないような、そういう条件を急いでの必要はないと思ひます。その点は国交回復ももちろん必要であります。この賠償問題につきましては、どこまでも日本の支払い能力というものをよく考えて善処せられんことを要望するわけでありまして。

○植原委員長 外務大臣が出席されましたから、これより在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に関する質疑はすでに終了いたしましたので、これより討論に入ります。討論の通告がありますので、順次これを許します。大橋忠一君。

○大橋(忠)委員 今度の提案によりまして、大使を一挙に六人もふやすという提案でございます。東南アジア方面は重要であるというので、かくのごとき増加を来したという御説明であり

ますが、そういたしますと、さらに中南米方面の移民を送る、また経済的にも発展し得る国々にもつり合い、やはりふやさないでやらねというようなことになるので、公使よりも大使の方がはるかにふえる事態になるのであります。本日いただきました表によりますと、国交を開いた国だけでもすでに六十五に及んでおるのであります。将来ソ連圏とも国交が開ければ、さらにこの数はふえまして、在外公館の数はおびただしい数に上るのであります。かくのごとき膨大な在外公館の網を維持するためには、莫大な外貨が必要であります。従いまして何とかしてこの在外公館に、少くともその経費につり合うだけの効能を発揮せしめる必要があるということを考えて、私はいろいろ質問をいたした次第であります。

そこで、今度の御提案に対していろいろ説明を承りました結果、まことにやむを得ぬとは存じますけれども、それに対しては強い希望を持っておるのであります。第一には、かくのごとき大使を非常にふやす、公使も非常にふやすということになりますと、昔のよくなスタンダードにおいて大公使を任命するということは、経費の關係上からいたしまして事実上不可能であります。そこである場合においては領事級の人間でも大使という名をつけて、そうして向うへ送り出す必要が起り得ると思うのでありますから、現在も相当幅が広がっておりますけれども、さらにその大公使の幅を広くされまして、いかなる階級の者でも御任命になつて、本省に帰ればもとの階級で働くという手懸な大公使を作つていただき

たい。大公使という名からして宮廷外交のにおいがするのであります。今日はいまも宮廷外交から経済外交の面に移つておりますので、そういう見地から大公使を選ばし、任命されるその幅を現在よりうんと広げて、かつその館の事情に適した人間を一つ送つていただくというのであります。

従いまして、大使であるがゆえにやはり年を食つた、昔で言うならば勅任官を卒業してすでに親任官に近づいたような人をするという格式や形式を無視して、各地の事情に適した人間を一つ送る。大使を作つたからやはり外交官の古手をするというふうなことは、いわゆる老後のためにお金をためるといふようなことばかりに頭を使つて、何らの活動ができない無能な人間を送るというふうなことにたつたのであります。これは吉田内閣時代から、はたから見てもあります。相当情実による老朽外交官が任命されたようなことが非常に多いのであります。重光外相の時代においても、そういうにおいがせぬというわけにはいかなかったのであります。私はぜひともそういう格式やそういう形式を離れて、実質的にその館々に適した、やれば実際間に合うような人材を広く朝野に物色されて送つていただきたい、これが注文であります。

さらに第三には、外国にちよつと行つてみましたわかれの感じでは、いわゆる流動経費といふものが非常に不足しておるのであります。一々会計検査院の検査を経なくちやならぬというああいう経費でもつても、その任務を完全に遂行することはできない。ことに東南アジア方面のごときまだよく開けていない国におきましては、や

はり宴会をやるとか、物を贈るとか、向うの有力者と親交を進め、日本との關係をなごやかにするといふ關係で、特に昔の機密費的な経費をもつとよけいおとりになつて、そうして通商關係、経済關係の地下を作るようなふうにしていただきたたい、こういう希望を私は持つておるのであります。

次に、今後時がたつに従つて在外公館の新設を大分考へておられるような話であります。必要なら公館を作られることはわれわれは反対しやありません。けれども同時に、現在ある公館でも事実上要らなくなつたような公館はちやうちよくやめていただきたたい、こういう意見を持つておるのであります。またそういう公館を具体的に私是指摘し得ると思つておるのであります。従いまして今後作られる上においても、経費節約の上から、でき得る限り兼轄でもつてやつていただきたたい。それからまた仕事をやり得るような名譽領事、名譽総領事、英國が現在やつておるような名譽領事、名譽總領事の制度も御研究になつて、なるだけ経費の節約をしていただきたたい。

かくのごとき公館によつて流動経費、機密費的なものを支給するためには、やはりもう少し査察制度を嚴重にしたい。やばいもの、と申しますのは、日本の内地の官庁と違ひまして、遠く離れておるからなかなか向うの状態がよくわからぬ。だから事実上名だけだけで活動をしてない、そういう不心得なものもできるのであります。そこで私はもつと公正、嚴正な査察使を送りまして、そうして人の足らぬところは人を増す、人のあまり要らぬところは人を減す、要らなくなつたところは容赦なく

やめて他の重要な方面をふやすというふうな、公館制度に対して弾力性を持たせる、そして効果を増進する必要があると思ふのであります。この在外公館のうちで通商經濟關係が最も重大でありますから、私は在外公館の選抜、訓練に特に注意をせられまして、やはり向うに行つたならば、中小企業の人を送れない。その代理を務めるくらいのはやはり經濟上、通商上の知識を持たし、實際働き得るようなものにせぬことには、在外公館を置いた効果がなれないと思ひます。これは英米等が今までやつておりました領事部、コンシュラー、デパートメントといふものとデパートメント、サービスといふものを別にして、特殊な訓練を与へる。あまりこれを嚴格に區別してしまつてもいろいろ弊害ができる。英米においてインターチェンジブルにいたしたことは御承知であります。日本にはあまり交流が激し過ぎて、従つてその經濟上及び通商上の知識が散漫になる。従つて私は、通商經濟問題についての訓練及びその人の選抜、任命については特に御研究になつて向うへ行つたならばそれだけの役に立つところの人間を送つていただきたたい。そうして査察を嚴重にして公館の能率を上げていただきたたい、こういう私は強い希望を持つておるのであります。

私はこれに対して賛成はいたしますが、同時に附帯決議を出したいと思ひます。

一、大使の階級を多くし大使の任命につき任地の事情に応じ少壮者をも任命し得る制度を確立すること。

二、大公使は格式若くは情実による老朽無能者を排し任地の需要に適ら

役に立つ人材を任命すること。

三、在外公館の固定経費、人件費を節約し流動経費を増額して館の効率を挙げること。

四、名譽領事制度並に兼轄制度を拡充し重要なならざる正式公館を整理すること。

五、公正なる立場の査察使による査察を厳重にすること。

六、在外公館の種類を変更するには、特に緊急の必要がある場合を除き、政令によらずして法律により之を行うこと。

この六つの附帯決議の動議を提出したいと思ひます。

これで私の討論を終わります。

○植原委員長 北澤直吉君。

○北澤委員 私は自由党を代表いたしました。ただいま議題となつております在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案につきまして、賛成の意を表します。しかしながら私どもは、これに賛成するにつきましては、以下述べるような諸点について政府に要望し、またただいま大橋委員から提出されました附帯決議案に賛成するものであります。

御承知のように現在の日本におきましては、経済の自立を達成するということが最も大きな問題であります。従いまして日本の外交を運営するに当りまして、経済外交に重点を置くべきこともまた論を待たないところでございます。私どもはそういう見地から、日本の在外公館を設置するに当りまして、日本の経済外交をできるだけ活発に行うという見地から、在外公館の設置を考へるべきものと思ひます。今回の政府の提案によります

と、日本の貿易の對象として最も重要な中近東あるいは中南米、こういう方面に公館が新設あるいは増設せられるわけでありまして、私どもはその点については賛成であります。しかしながら、たとえば公使館を作るような場合には、公使のほかには館員二人あるいは一人というふうなことであります。これでは政府の期待しますような経済外交が十分できると思はれないのであります。やはり公館を置く以上は、その公館が能率的に、しかも十二分に活動ができればなりません。どうも今の日本の在外公館を見ますと、広く、薄いのであります。館は多いのであります。人数が少い。私どもはやはり経済外交を活発にするためには、重点主義によつて、大事なところには相当たくさん人員を置いて、十分な活動ができるようにしなければならぬ。従つて在外公館を置く以上は、今のような榮養不良のような公館を直して、もっと十分に働けるように人もふやして、それからまた先ほど大橋委員からお話がありましたような流動資金をふやすというふうな、その在外公館が十二分な活動ができるようにしなければならぬ。いと考へておるわけでありまして。そういうわけで、今回の政府の提案を見ますと、公館は新設されておりますが、そこへ行きます外務省の職員は、先ほど申しましたような館長のほかに一人あるいは二人というわけでありまして、これでは十分と思ひます。私どもが外国を歩いて在外公館を見ておりますと、非常に上の人が多くて下が少い、手足が少いのであります。やはり在外公館が十二分な活動をするためには、上級者も必要であります。それが

を補佐する下級の人ももっと必要じゃないか。いろいろ経費の關係もありまして、在外公館が十二分な活動をするためには、やはり全体として総合的に職員が充實されるということが必要だと思ひますが、今度の政府の提案を見ますと、上の方だけがなくて、それを補佐する職員が少いというふうな思ひであります。そういうわけで、私どもは今回の政府の提案によりまして、在外公館の新設について賛成でありまして、さらに中近東あるいは中南米、そういうふうな日本の新しい貿易の市場におきましては、もつと日本の公館をふやしてもらいたいというふうな考へておるわけでありまして。

それからもう一点政府に希望申し上げたいのは、先ほど大橋委員からも外務省の人事についてお話があったのであります。私どもは、私どもの見るところから申しまして、どうも現在の外務省の人事を見ておきますと、外務省がほんとうに純外交的な立場から考へた人事が、いろいろ政治上的理由によつて左右されているような印象を持つのであります。重光大臣はよく、日本は自主独立の外交をしなければならぬとおっしゃるのであります。私は日本が自主独立の外交をするためには、まず外務省が外務省の主体性を確立しなければならぬと思ひます。特に外務省の人事について外務省が主体性を持たずに、よその部外の事情によつて外務省の人事が左右されるというふうなことであつては、私は日本の自主独立の外交はできないと考へるわけでありまして、どうぞ一つ重光大臣におかれまして、日本は自主独立外交をするという見地から、外交の政策にお

いても、また外交の人事の方において、日本の外務省の主体性を確立してもらいたい。そこで初めて日本の自主独立の外交ができるのだと私は考へるのであります。そういう点から考へますと、もし私どもの誤解であれば幸いでありまして、どうも今の外務省の人事が部外の事情によつて左右されているというふうな印象を受けますので、一つこの点はぜひ正していただきたいと思ひます。

まず以上のような希望を申し上げまして、先ほど大橋委員から提案されました附帯決議には賛成をするものであります。

○植原委員長 森島守人君。

○森島委員 ただいま議題になつております案件につきまして日本社会党を代表しまして所信を申し述べたいと思ひます。

簡単に結論から申しますと、今回外務省のおとりになつた措置については、いろいろ批判すべき点はたくさんございます。われわれといたしましてはその一部を修正すること、また否決することも辞せないと存じております。が、相手国の合意を求められておるすでに相手国の合意を求められておる關係もありまして、やむを得ざる措置といたしまして大橋委員から提出せられました附帯決議をつけて賛成をする次第でございます。

日本の今後の発展が外交に負うことは申すまでもないことでございまして、これがためには外交陣容の拡大整備を必要といたしますが、ただ公使館を名目上大使館に昇格したという機械的なやり方のみをもつて万全を期するとは私たちは考へておりません。しか

も政府はヴェトナム、カンボジア、セロン、イラン等の各国との間に既設の公使館を大使館に昇格せしむることについて、本年二月彼我の間に合意が成立した、従つてこの際公使館を至急に大使館に引き上げる必要があるのだという理由を提示されておりますが、政府限りの措置をもつてこの昇格を実現して、事後に至つてこの既成事実に基づいて国会に対して法律的措置や予算的措置を要求せられることは筋が違つておる、国会を無視するものはなほだしものである、私はこう断言いたす次第であります。政府のあげておる理由なるものは本年の二月に合意が成立したという点にとどまつておりまして、何ら緊急を要する理由を発見し得ないのでございます。さらに大橋委員の要求によりまして政府は資料を提出せられました。この資料を見ますと、かつて公使館を大使館に昇格することをお否定しなければならぬような資料であります。私は納得しかねる、こう存じております。

要するに、かくのごとき外務省の措置は、官僚独善の典型とも批評すべきものでございまして、国会を軽視するものはなほだしものである。このままこれをうつつちやつておきますれば、将来中南米その他の土地にある公使館が、世界情勢の変転いかんによつて外務省限りで大使館に全部昇格して、事後に国会に審議を求めるといふような措置に出る端緒を開くおそれがある、こう私は信じておるのであります。

この意味におきましてわが党は本案に賛成すると思ひますが、今後外務省限りの独断的措置をやめて、原則として事前に国会の承認を求むること

も政府はヴェトナム、カンボジア、セロン、イラン等の各国との間に既設の公使館を大使館に昇格せしむることについて、本年二月彼我の間に合意が成立した、従つてこの際公使館を至急に大使館に引き上げる必要があるのだという理由を提示されておりますが、政府限りの措置をもつてこの昇格を実現して、事後に至つてこの既成事実に基づいて国会に対して法律的措置や予算的措置を要求せられることは筋が違つておる、国会を無視するものはなほだしものである、私はこう断言いたす次第であります。政府のあげておる理由なるものは本年の二月に合意が成立したという点にとどまつておりまして、何ら緊急を要する理由を発見し得ないのでございます。さらに大橋委員の要求によりまして政府は資料を提出せられました。この資料を見ますと、かつて公使館を大使館に昇格することをお否定しなければならぬような資料であります。私は納得しかねる、こう存じております。

を条件とすることが、絶対に必要であると思つておるのであります。これが本案の附帯決議の第六項を明確に記述されております。

次に附帯決議に書かれた一から五にわたる項目については、われわれ決して外務官廳をことさらに誹謗したりするような趣旨のものではないと思つておるのであります。いづれも外務省に長年職を奉じまして、そのとうとい体験から割り出した貴重な意見でございまして、外務当局においても十分これを考慮に入れられることと確信いたしておるのであります。人事につきましては大橋委員からも北澤委員からもいろいろ御意見がございました。この点につきましても私は賛成でございます。吉田内閣時代吉田人事、Y項追放とかあるいははなはだしいのはI項追放とかいまして「I項ではない、A項だよ」と呼ぶ者あり。ことさらに紛争を省内に起したことは、外務省当局でも御承知の通りだと思つておられます。しかるに今回の人事を見ますと、相当側近人事と評せられるものがあることは世評の一致しておるところでございまして、これらの点につきましては人事統制の公平を期する意味からいたしまして、十分に御注意あらんことを望みます。

また東南アジア方面に關しましては、ことに農業等重要なる問題もございまして、この方面にも知識経験のある人を配置していただきたいということがわれわれの強い希望でございまして、また在外公館におきましては、北澤委員から御指摘のありましたように、市井から人を探することは非常にけっこうなものであります。とかく役人の間の円滑を欠いて、館務が十分に円滑に遂行しておられないという批評はひんびんとして聞いておるのでございまして。私はこれは一々例をあげるまでもなく、外務当局ではすでに御承知のとおりと存じておるのであります。これらの点につきましても十分に考慮を用いていただきたい、こう存する次第でございまして。私は一々所見を申し述べることとは、いたずらに時間をとりまして、差し控えますが、大体におきまして大橋委員、北澤委員のおっしゃったことと所見を同じうする次第でございまして。この際政府に対してこの決議案の急進なる実現を切望してやまない次第でございまして。政府から提出せられておる本案の内容につきましては、先ほど申しました通り、異論はもちろんでございまして。しかし他方政府がすでに相手国との間に約束しておられる事情も考慮いたしまして、本案をこの際否決したり修正したりすることは、ひいては國際信用の上にも影響するところが多いと懸念せられますので、やむを得ざる措置をいたしまして附帯決議を付して本案に賛成をする次第でございまして。

○植原委員長 松本七郎君。

○松本(七)委員 私は日本社会党を代表いたしました。在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案に、大橋忠一議員の提出された附帯決議を付して賛成の意見を述べたのでございまして。

詳しいことはすでに他の議員からも申されましたので、ごく簡略に申し上げたいと思つております。政府のとられた処置についてはいろいろ批判の余地もあるかと思つております。けれども相手国のあることとございまして、特にア

ジアの問題は、今後日本としても非常に重要視しなければなりませんので、これらの点にかんがみてこれに賛成するのでございまして。

ただしこの附帯決議にもありますように、私どもは特にこの附帯決議の中でも、任地の実情に應じて少壮者を任命できるように制度を確立すること、それから格別式や情実による老朽無能者を排して、任地の需要にかなうような役に立つ人材を任命するというこの点に実は大賛成なのでございまして。もちろん任命される側では意識的に老朽無能者だと思つて任命するばかりはおりませんから、任命される以上は能力があると思つて任命されるのでしようけれども、現に客觀的にはたから見ても、そういうふうな傾向がまだまだ全然ないとは言えないと私どもは考えておるのであります。従ひまして今後はこの点について、特に人事を刷新することに政府としても努力していただきたいことを要望いたします。

それからもう一つ私たちが特に要望したいと思つておるのは、他の外国諸国と比較いたしまして、日本の場合には文化的な仕事を外交官というものが、冷遇されておる傾向があるのではないかと。もう少しそういう方がじつくり任地にどまつて、長年その国との文化の交流について、落ちついて貢獻できるような優遇策を講ずることが非常に必要であらうと思つております。もちろん今後は経済外交と申しますか、そういう点も非常に必要でございましてけれども、何といたしても利害の衝突のない文化の面からくる交流ということ、外交上非常に大切な点なのでございまして、こういう点もどうか今後一そ

う力を注いでいただきたいことを要望いたしました。賛成いたしますのでございまして。

○植原委員長 これにて討論は終局いたしました。これより採決いたします。本案を可決するに御異議はありませうか。

○植原委員長 御異議がなければさうに決定いたします。

○植原委員長 御異議がなければさうに決定いたします。なおいまだいまの御討論のうち、北澤君、森島君、松本君からは御希望がありました。これは御希望としてお述べになったのであるから、政府でその希望を御了承すしておると思つております。ただ大橋君の討論中本案に対する附帯決議が提出されておりますので、この際本案附帯決議について議事を進めます。本件について御発言はありせんか。

○植原委員長 政府はこれに対して何か御発言がございませんか。——いづれも御発言がないようでありますので採決いたします。

大橋君の御発言の通り本案に附帯決議を付することに御異議はありせんか。

○植原委員長 御異議なしと認めましてさう決定いたします。

なお本法案に關する報告書の作成については委員長に御一任をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。次の日程は公報をもって御承知を願ひたいと存じます。

午後零時四十五分散会

〔参照〕
在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案内閣提出に關する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和三十年六月十八日印刷

昭和三十年六月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局